

2023年度 中小企業デジタル化促進事業補助金 募集要項

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、WEB 商談・展示会、EC サイト等による非対面営業や、人材の獲得のためのオンライン採用、業務効率化のための自動化ツールの活用等が常態化しつつあることから、市内中小企業におけるデジタルツール活用を促進するため、販路開拓・人材採用・生産性向上等の分野において、社内のデジタル化に向けた新たな取組みに対し、それに係る費用の一部を助成します。

2. 募集期間

2023年4月10日(月)～(予算が終了次第、募集を締め切ります。先着順)

※ただし2024年3月8日(金)までに事業が完了し、実績報告書を提出する場合があります。

3. 補助対象者

次の要件をすべて満たす必要があります。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること
- (2) 市税を滞納していない者であること
- (3) 市内に本社または事業所を有している者であること

4. 補助対象経費

販路開拓・人材採用・生産性向上等の分野において、社内のデジタル化に向け新たに取り組む費用
<補助対象となる取り組み事例>

(1) 販路開拓

- ① 自社ホームページ新設費用
- ② インターネット販売システム（ECサイト）の構築費用
- ③ アクセス解析ツール導入費用
- ④ Web会社見学・工場見学、またはオンライン展示会等で使用する動画コンテンツ作成費用
- ⑤ オンライン営業ツール初期導入費用
- ⑥ デジタルパンフレット作成費用
- ⑦ バーチャル店舗等設置費用

(2) 人材採用

- ① 人材採用のための自社紹介動画コンテンツ作成費用

(3) 生産性向上

- ① IoT/AI/RPA等を活用した業務効率化・生産性向上・業務自動化に係るソフト導入費

(4) 上記導入に伴い必要となるオンライン会議・Web商談設備機器、テレワークリモート設備等の導入費。ただし、(1)～(3)の導入費用以下であること。

※次に掲げる経費については、補助対象となりません。

- ・すでに作成、導入済のものを追加するもの、または軽微な改修等にとどまるもの
- ・交付決定日より前に発注、購入、契約等実施したもの
- ・パソコン、タブレット、プリンタなど汎用性のあるものの購入費、文房具等の事務用品の消耗

品代

- ・振込手数料
- ・その他、社会通念上不適切と認められる経費

5. 補助率等

補助率 補助対象経費の2分の1以内

補助上限額 1企業につき30万円以内

※同一者での申請は年度内で1件とします。

※同一内容の事業について、国や県が助成する他の制度（補助金、助成金、委託費等）を重複する事業は申請できません（申請中も同様）。

6. 提出書類

【交付申請時】

交付申請書、補助事業実施計画書、収支予算書、見積書（写し）、市税完納証明書、その他必要とする書類

【実績報告時】

実績報告書、事業報告書、収支精算書、製作した成果物等の写し、設備購入物の写真、請求書（写し）、領収書等支払いの証明ができるもの、その他必要とする書類

7. 審査方法、結果の通知

申請後は事務局において書面審査を行い、予算の範囲内にて採択します。

審査結果については、別途文書にて通知します。

8. 実績報告、補助金の支払い

事業終了後、所定の様式により実績報告書を提出していただきます。

なお補助金の支払いは精算払いのため、実績報告書提出後の審査を通過した後、お支払いすることとなります。

9. 提出及び問い合わせ先

塩尻商工会議所 担当：太田 美絵

〒399-0736 塩尻市大門一番町12-2 えんぱーく 406

電話 0263-52-0258

FAX 0263-51-1388